

第9期 佐倉市高齢者福祉・介護計画について

1：第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画の概要版（添付資料1～6ページ）

2：政策調整会議

付議年月日：令和6年1月10日（水）

決定年月日：令和6年1月31日（水）

3：市民意見公募（パブリックコメント）

意見募集期間：令和6年2月14日（水）から2月28日（水）まで

資料の入手方法：佐倉市ホームページ、高齢者福祉課の窓口

意見総数：0件

4：介護保険料の改正

介護保険法施行令の改正、第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定を踏まえ、佐倉市介護保険条例の一部改正を令和6年2月市議会定例会で審議中。

- ・保険料率の適用期間を令和6年度から令和8年度までとする。
- ・保険料率の基準額（年額）を引き上げ。

（59,400円→63,600円）[月額4,950円→月額5,300円]

- ・所得段階を多段階化（10段階→13段階）

（単位：万円（本人の前年中の合計所得金額））

所得段階	改正案	現行
第9段階	320以上420未満	320以上400未満
第10段階	420以上520未満	400以上
第11段階	520以上620未満	
第12段階	620以上720未満	
第13段階	720以上	

- ・保険料率の算定に係る乗率を改正

所得段階	改正案	現行
第1段階	0.285	0.3
第2段階	0.485	0.5
第3段階	0.685	0.7
第4段階～ 第10段階	0.9～1.9 (現行どおり)	0.9～1.9
第11段階	2.1	
第12段階	2.3	
第13段階	2.4	

5：第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画の確定及び公表

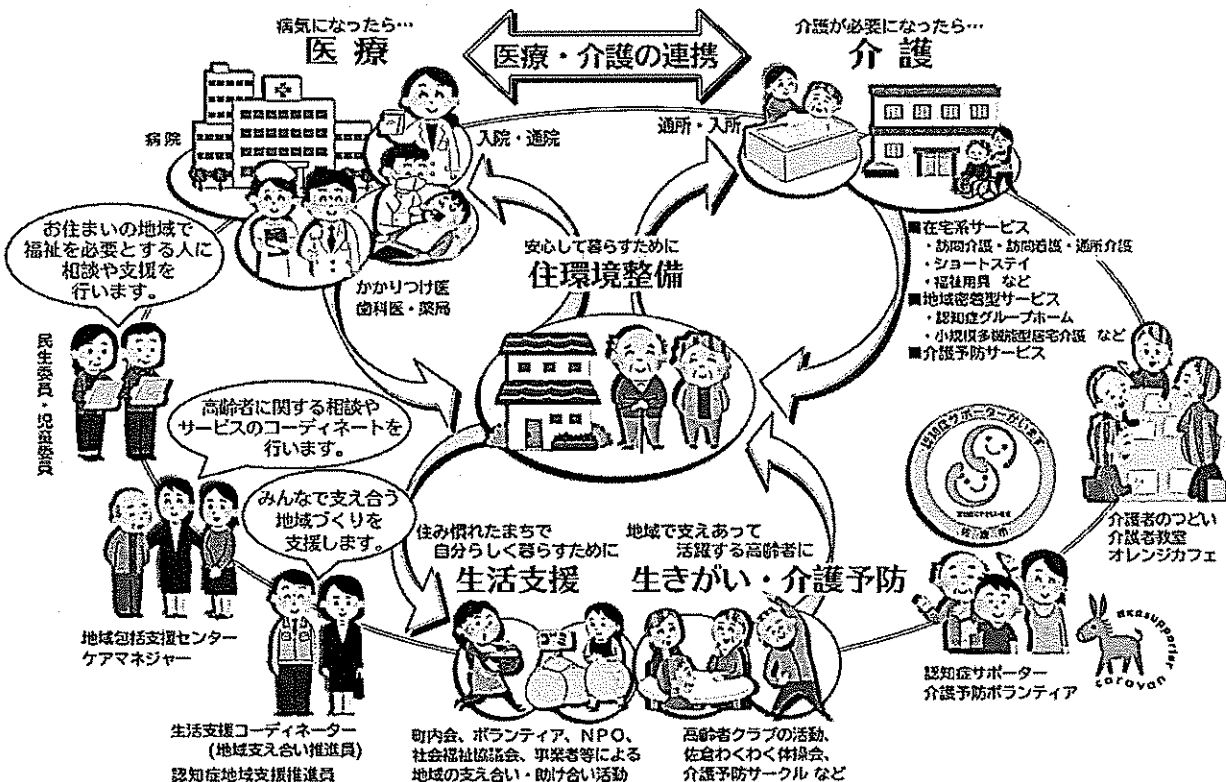
介護保険料の改正等に併せ、第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画の確定を行い、その後に市政資料室・図書館等への配架・市ホームページで公開予定。

第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画の概要

基本理念：みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉

基本目標：可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。

○佐倉市の地域包括ケアシステムのイメージ図



1. 計画の位置づけ

「佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、佐倉市の高齢者福祉及び介護保険事業運営にかかる基本理念・基本目標を定めるとともに、その実現のための施策を定めるために策定する計画です。老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画であり、両者は一体の計画として作成すると法律で規定されています。

また、「佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、佐倉市総合計画における高齢者分野の個別計画であり、福祉の基盤計画である佐倉市地域福祉計画に基づき策定する計画です。

2. 計画の期間

令和6年度から令和8年度まで

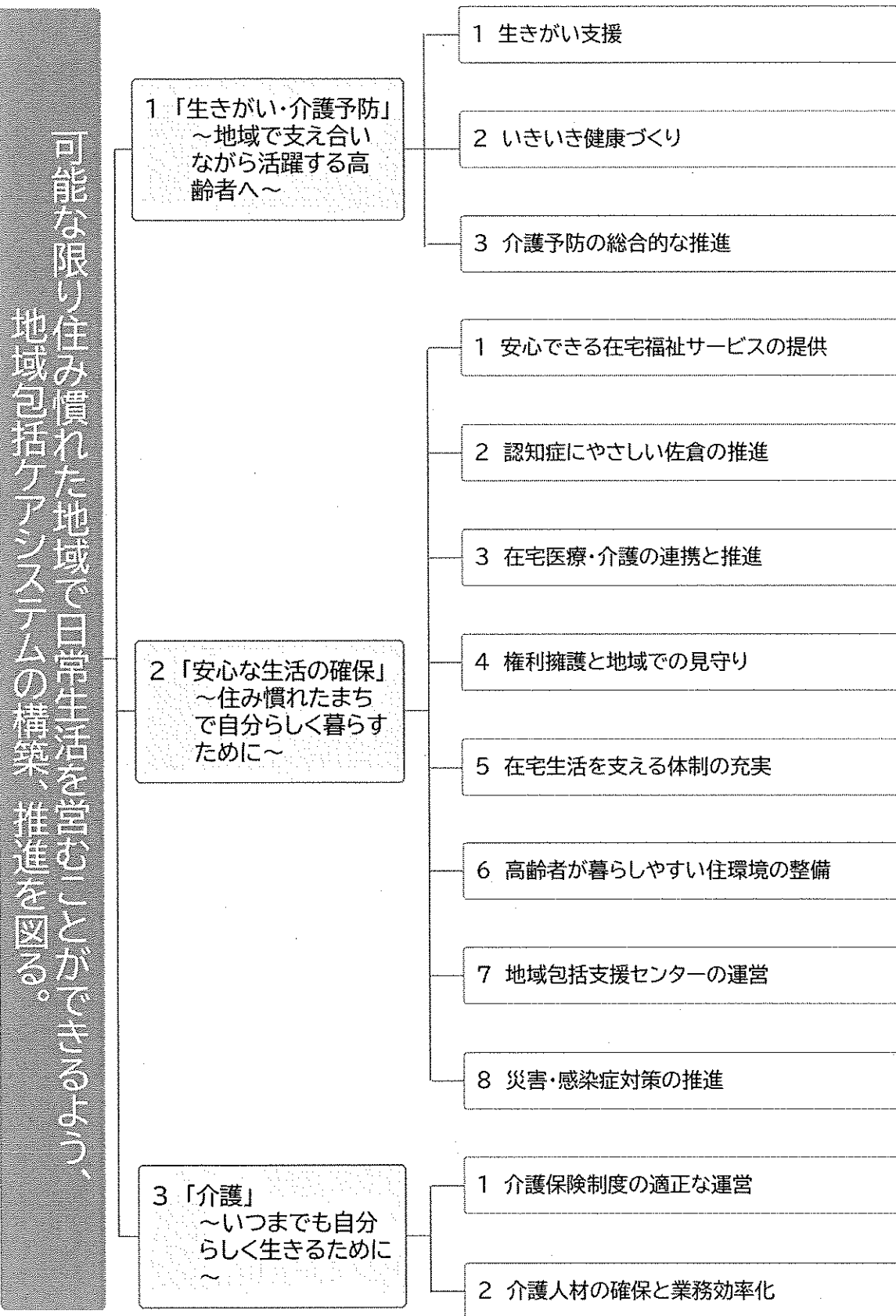
(3年を1期とする計画：介護保険法第117条第1項)

3. 計画の体系

[基本目標]

[章]

[施策]



4. 重点施策

第8期計画期間中の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う個人及び団体等の活動自粛により、高齢者の心身状態の悪化、地域団体の活動の休止、担い手の減少、孤立・孤独化など様々な課題が生じました。

また、生産年齢人口の減少に伴い、定年後の継続雇用制度の導入や、高齢者の再就職が増加する中、これまで地域活動を支えてきた前期高齢者の地域活動への参加が減り、高齢者の見守り等を支える担い手の減少傾向が見られます。

これらの第8期計画期間中に生じた新たな課題や、市民や事業者からのアンケート結果から見える課題、国から示された基本指針等を踏まえ、第9期計画期間中に重点的に取り組むべき施策として、以下の5項目を掲げます。

	重点施策	主な施策内容
1	◇地域活動への参加の促進 ※新規 〔施策名：1-1 生きがい支援 1-3 介護予防の総合的な推進〕 ・新型コロナウイルス感染症の拡大による活動自粛に伴い、休止・縮小された地域活動の再開支援等に取り組む、地域の担い手の発掘・育成を行います。 ・生きがい支援、介護予防支援に取り組めます。	・高齢者クラブや通いの場の支援、世代間交流 ・ボランティア、担い手の育成 ・生きがい支援、介護予防等に取り組む住民団体への支援 ・介護予防・生活支援サービス事業（訪問・通所・移動支援）の充実
2	◇地域における包括的支援体制の整備・推進 ※新規 〔施策名：2-5 在宅生活を支える体制の充実 2-7 地域包括支援センターの運営〕 ・地域団体、介護施設、相談機関等の連携により、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り日常生活を営むことができるよう、包括的な支援体制を整備、推進します。 ・地域団体との連携に加え、民間企業等との連携・協働に取り組めます。	・貧困や障害、ヤングケアラー等の複合的な問題を抱えるケースにおける他分野の相談機関との連携、ビジネスケアラーを含めた家族介護者の支援 ・各圏域での生活支援サービスの充実、協議体の開催 ・民間企業等との連携による高齢者の見守り、生活支援体制の充実、団体活動への支援
3	◇2-2 認知症にやさしい佐倉の推進 ※継続 ・認知症の人を含めた市民一人一人がそれぞれを認め合いながら共に生きていくことを目指す地域社会の実現を推進します。 ・認知症に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、認知症の人と家族の視点を重視した認知症にやさしい地域づくりを促進します。	・認知症サポーター養成講座、認知症声掛け訓練の実施など、地域における認知症支援体制の推進 ・本人発信及び本人の意思決定の為の支援 ・認知症の家族に対する支援、認知症の人の社会参加支援活動を行う団体への補助金の交付

4	◇ 3-1 介護保険制度の適正な運営 ※継続 ・令和7年(2025年)、令和22年(2040年)を見据えてサービス基盤の整備を行います。 ・介護サービス等の給付と保険料負担の均衡を図り、適正かつ持続可能な制度の維持に努めます。	・適正な介護サービスの提供 ・在宅介護を支える多様なサービスの充実 ・介護サービス事業所の計画的な整備 ・居宅介護支援事業所等の運営指導
5	◇ 3-2 介護人材の確保と業務効率化 ※新規 ・介護人材の確保と定着、介護現場の生産性向上のための業務効率化に取り組みます。	・介護支援専門員等の資格取得に係る助成 ・介護職員初任者研修の実施 ・介護ロボット、ICTの導入支援 ・事務の簡素化、電子化による業務効率化

5. 介護保険事業

(1) 被保険者数の推計

単位：人

区分	実績			推計			
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口	172,478	171,571	170,508	167,084	165,228	163,298	130,434
第1号被保険者 (65歳以上)	56,431	56,911	56,949	56,447	56,237	55,978	52,968
65～74歳	28,553	27,139	25,616	23,729	22,605	21,707	23,979
75歳以上	27,878	29,772	31,333	32,718	33,632	34,271	28,989
第2号被保険者 (40～64歳)	58,321	58,125	57,958	57,544	57,182	56,757	40,767

資料：実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）

推計値は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

単位：人

区分	実績			推計			
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	1,350	1,397	1,510	1,553	1,573	1,615	1,921
要支援2	1,557	1,623	1,663	1,754	1,831	1,901	2,248
要介護1	1,267	1,459	1,464	1,651	1,745	1,822	2,342
要介護2	1,191	1,232	1,279	1,319	1,351	1,401	1,807
要介護3	982	1,063	1,073	1,156	1,229	1,275	1,716
要介護4	1,192	1,236	1,330	1,382	1,438	1,511	2,187
要介護5	764	851	854	947	1,017	1,059	1,405
計	8,303	8,861	9,173	9,762	10,184	10,584	13,626

資料：実績値は介護保険事業状況報告の各年度9月分

推計値は厚生労働省「見える化」システムを活用して算出

6. 施設整備

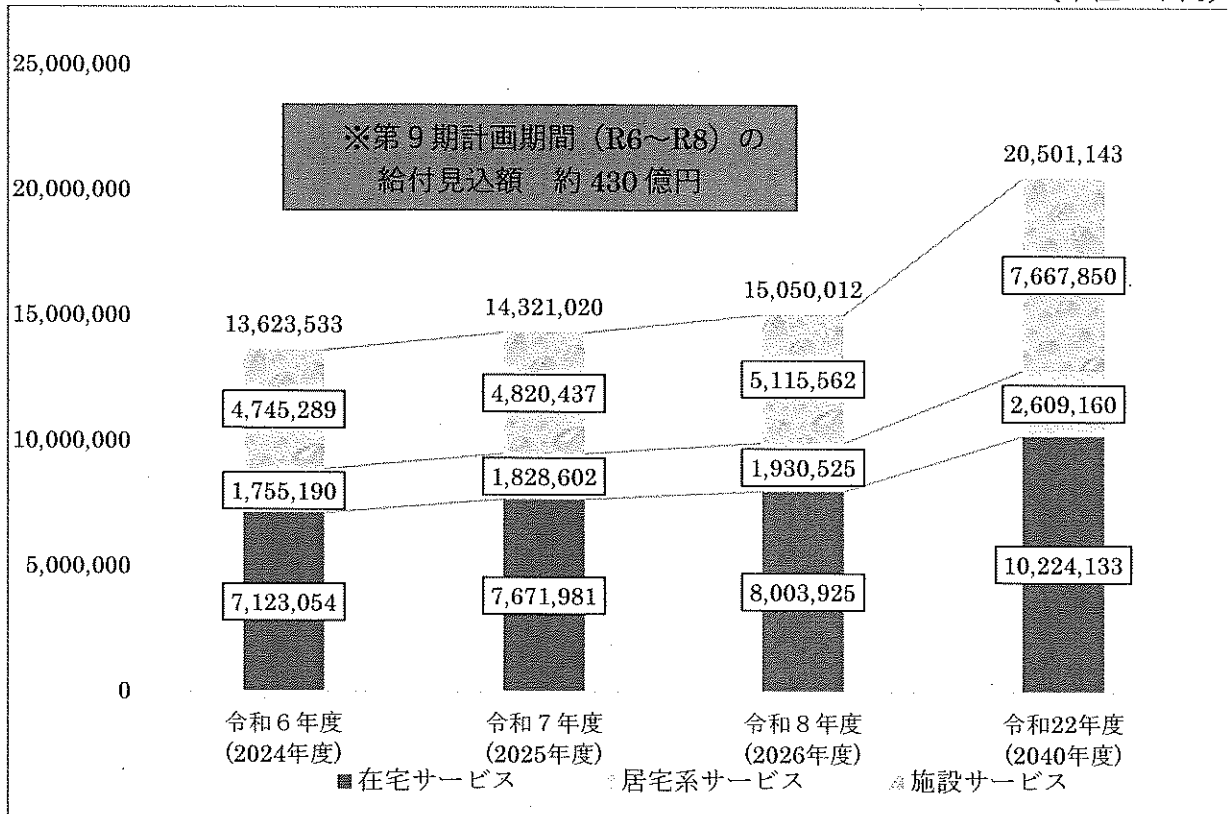
地域包括ケアシステムの構築に向けて、サービス利用見込み量を勘案する中で、各施設の整備を推進します。

項 目			第8期末時の 整備見込み数	第9期の 整備目標数	第9期末時の 整備見込み数
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数(施設)	10	1(1)	11
		定 員 (床)	958	110	1068
	介護老人保健施設	施設数(施設)	4	—	4
		定 員 (床)	476	—	476
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数(か所)	—	1	1
	夜間対応型訪問介護	施設数(か所)	—	—	—
		定 員 (人)	—	—	—
	小規模多機能型居宅介護	施設数(か所)	1	1	2
		定 員 (人)	29	29	58
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	施設数(施設)	10	1(1)	11
		定 員 (床)	177	21	198
	地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数(施設)	1	—	1
		定 員 (床)	27	—	27
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)	施設数(施設)	2	1	3
		定 員 (床)	49	29	78
その他	特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム等)	施設数(施設)	7	—	7
		定 員 (床)	832	—	832
	住宅型有料老人ホーム	施設数(施設)	4	—	4
		定 員 (人)	179	—	179
	サービス付き高齢者向け住宅	施設数(施設)	7	—	7
		定 員 (人)	190	—	190

◆ 「第9期の整備目標数」において、「介護老人福祉施設(10 床)」「認知症対応型共同生活介護(3 床)」は既存施設での改修を、「介護老人福祉施設(100 床)」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「看護小規模多機能型居宅介護」3施設は第8期計画の繰越事業を、それぞれ見込んでいます。

7. 給付費の見込み

〔単位：千円〕



8. 第1号被保険者の介護保険料

給付見込額の増加に伴う第1号被保険者の保険料の負担増加を緩和するため、介護給付費等準備基金の一部を取り崩して、第9期（令和6～8年度）における第1号被保険者の1人当たり保険料基準額を年額63,600円、月額5,300円とします。

○第1号被保険者の介護保険料基準（1人当たり月額）

期	年 度	基準月額	備 考
第1期	平成12～14年度	2,911円	
第2期	平成15～17年度	2,911円	
第3期	平成18～20年度	3,711円	
第4期	平成21～23年度	3,850円	
第5期	平成24～26年度	4,700円	
第6期	平成27～29年度	4,700円	
第7期	平成30～令和2年度	4,500円	
第8期	令和3～5年度	4,950円	
第9期	令和6～8年度	5,300円	（予定）